一般社団法人 医ケアの輪　　会則

第 1 章　　総　則

第1条　（名称）

1.　当法人は、一般社団法人医ケアの輪と称する。

第2条　（主たる事務所）

1.　当法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2.　当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置く事ができる。

第3条　（目的）

当法人は、医療的ケア児保護者間の交流及び報酬を得る機会の創出を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1.　医療的ケア児保護者の不安を軽減するための冊子発行。

2.　全国の医療的ケア児保護者との交流や情報交換のためのホームページ運営。

3.　リモートを含む会員交流会の開催。

4.　リモートを含むセミナーの開催。

5.　通販でのオリジナル商品販売。

6.　医療的ケア児母親が報酬を得るための機会創出。

7.　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

第 2 章　　会員

第4条　（種別）

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1.　正会員は、当法人の目的に賛同し入会した活動への参加と会報の送付を希望する個人または団体。

2.　賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会し、会報送付を希望する個人または団体。

3.　準賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体。

第5条　（入会）

正会員、賛助会員、準賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承諾を受けなければならない。その承認があったときに正会員、賛助会員、準賛助会員となる。

第6条　（会費）

1.　正会員は、下記事項に定めるつき年会費を納入しなければならない。

　　①　正会員：年額5,000円（活動あり、会報あり）

　　　　（銀行振込にて納入。振込手数料については加入者負担とする。）

2.　賛助会員は、下記事項に定める年会費を納入しなければならない。

　　①　賛助会員：年額5,000円（活動なし、会報あり。※会報なし選択可。）

　　　　（銀行振込にて納入。振込手数料については加入者負担とする。）

3.　準賛助会員は、下記事項に定める年会費を納入しなければならない。

　　①　準賛助会員：年額3,000円（活動なし、会報なし）

　　　　（銀行振込にて納入。振込手数料については加入者負担とする。）

ただし、団体が加入を希望する場合は、種別に関わらず一律年額10,000円を納入するものとする。

なお、正会員が途中入会の場合は、年会費を12ヶ月で分割した残月分を納入する。賛助会員、準賛助会員が途中入会の場合は、残月数に関わらず上記に定めた年会費を納入することとする。

また、途中退会の場合は、会員の種別に関わらず、残額すべてを会への寄付することとする。

第7条　（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第8条　（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第28条に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

1.　この会則その他の規則に違反したとき。

2.　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

3.　その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第9条　（会員の資格喪失）

会員は、前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1.　退会したとき。

2.　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

3.　死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

4.　1年以上会費を滞納したとき。

5.　除名されたとき。

6.　総社員の同意があったとき。

第10条　（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

1.　会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

第 3 章　　役員等

第11条（役員及び監事の設置等）

1.　当法人に、次の役員を置く。

　　（1）理事3名以上5名以内

　　（2）監事1名（または2名以内）

2.　理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3.　理事のうち、2名を業務執行理事とし、専務理事とする。

第12条　（選任等）

1.　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2.　会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3.　監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4.　理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5.　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第13条　（理事の職務）

1.　会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2.　副会長は、会長を補佐する。

3.　専務理事は、当法人の業務を分担執行する。

4.　会長、副会長、専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第14条　（監事の職務）

1.　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第15条　（役員及び監事の任期）

1.　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任については、妨げないものとする。

2.　任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3.　理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第16条　（解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第 4 章　　理　事　会

第17条　（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第18条　（権限）

1.　理事会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）社員総会の日時及び場所並びに議事に付するべき事項の決定。

（2）規則の制定、変更及び廃止に関する事項。

（3）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定。

（4）理事の職務の執行の監督。

（5）会長、副会長、専務理事の選定及び解職。

2.　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（1）重要な財産の処分及び譲受け。

（2）多額の借財。

（3）重要な使用人の選任及び解任。

（4）従たる事務所その他の重要な組織の設定、変更及び廃止。

（5）理事の職務の執行が法令及び会則に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備。

第19条　（種類及び開催）

1.　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2.　通常理事会は、毎年2回開催する。

3.　臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき。

（2）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき。

（3）前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が召集したとき。

（4）監事が必要と認めて会長に召集の請求があったとき。

（5）前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が召集したとき。

第20条　（召集）

1.　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が召集する場合及び同項第5号により監事が召集する場合を除く。

2.　会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日の2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

第21条　（議長）

理事会の議長は、法令による別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

第22条　（決議）

理事会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第23条　（決議の省略）

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第24条　（報告の省略）

理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第25条　（議事録）

理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席者代表の2名によって、署名若しくは記名押印して保存する。

第 5 章　　社　員　総　会

（開催）

第26条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（召集）

第27条　社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が召集する。

2　　社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）

第28条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し（リモート含む）、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第29条　社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（議長）

第30条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故がある時は、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第31条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第 6 章　　計　算

第32条　（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

第33条　（事業計画及び収支予算）

1.　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2.　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第34条　（事業報告及び決算）

1.　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2.前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3.　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第35条　（残余財産の帰属）

この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章　　附　則

第36条　（経費）

本会の経費は、会費、及び寄附金等による。

第37条　（会則の変更）

この会則は、理事会および総会において、各々出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

第38条　（細則）

この会則に定めるもののほか本会の議事運営上必要な規則は、理事会の過半数の議決を得て、会長が別に定める。